

豊中市民生・児童委員協議会連合会 主任児童委員連絡会規程

(設 置)

第1条 豊中市民生・児童委員協議会連合会（以下「連合会」という）会則の第14条の規定により連合会に主任児童委員連絡会（以下「連絡会」という）をおく。

(組 織)

第2条 連絡会は、各地区民児協主任児童委員連絡会の役員2名（代表、副代表）をもって、合計8名により構成する。

(目 的)

第3条 連絡会は、連合会を主体とする組織的協調活動のもとにあつて、主任児童委員の自主性のある活動を効果的に推進し、もつて連合会における児童福祉活動ならびに児童委員活動の促進を図ることを目的とする。

(役員及び役員の任期)

第4条 連絡会に次の役員をおく。

代 表 1名

副代表 1名

会 計 1名

書 記 1名

2 役員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員を選出)

第5条 代表、副代表、会計及び書記は、以下のとおり選出する。

(1) 代表、副代表、会計及び書記は、協議会主任児童委員連絡会代表より選出する。

(2) 代表、副代表、会計及び書記の選出は協議会の輪番制とする。

(会 議)

第6条 代表は、連絡会の委員の連絡調整にあたり、必要に応じて連絡会を招集する。

(その他)

第7条 その他本規程に定めのない事項については、理事会で定める。

付 則 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

〔平成16年12月1日 一部改正〕

〔平成19年12月1日 一部改正〕